

卸売業者の委託手数料弾力化の概要について

1 卸売業者の委託手数料とは

- (1) 卸売業者の委託手数料とは、卸売業者が委託者（出荷者）から販売委託を受けた物品について仲卸業者や売買参加者等に販売した場合に、委託者（出荷者）から受け取る手数料で、卸売金額に定率を乗じて得た金額です。
- (2) 現在は、国からの通達で、全国一律に委託手数料を算定するための定率を定めており、これに基づき横浜市中央卸売市場業務条例では、取扱品目ごとに下記の定率以内と定めています。
(横浜市中央卸売市場業務条例 第 56 条)

取 扱 品 目	定 率
野菜及びその加工品	100 分の 8.5
果実及びその加工品	100 分の 7.0
生鮮水産物及びその加工品	100 分の 5.5
肉類（鳥肉を除く。）及び加工品	100 分の 3.5
花 き	100 分の 9.5
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	100 分の 3.0
規則で定めるその他の食料品	100 分の 5.0

2 卸売業者の委託手数料弾力化の趣旨と経緯

- (1) 委託手数料については、これまで全国一律に条例で定める仕組みとなっておりますが、平成 16 年の卸売市場法の改正の中で、卸売業者の経営基盤の強化の一環として委託手数料の弾力化が盛り込まれたことにより、これまでの仕組みを廃止し、卸売業者が機能・サービスに応じた手数料を自ら定め、市場の開設者に届け出る制度に変更します。
- (2) 委託手数料の弾力化の実施時期については、一定の準備期間を設ける必要があるとして、5 年後の平成 21 年 4 月 1 日から実施することとなっています。

3 条例改正の骨子

(1) 委託手数料の額の届出（条例改正案 第56条 第1項、第4項）

- 届出は、適用する日の前年の12月31日までに、届出書に
 - ① 直近の事業報告書
 - ② 3年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - ③ その他市長の指定する書類を添えて行うこととします。
- 委託手数料の額の設定又は変更は、現行の取扱品目ごとに卸売業者が届け出て、届け出た日以後の最初の4月1日から適用することとします。

なお、平成21年3月31日まで適用していた委託手数料の額を変更せず、平成21年4月1日以降、引き続き適用する場合にも届出が必要とされます。

しかし、届出がなされ平成21年4月1日以降、設定された額を変更しない場合には、新たな届出を不要とします。

(2) 卸売業者への聴取及び変更命令（条例改正案 第56条 第2項、第3項）

市長は、届出を行う卸売業者に、届出内容について説明を求めることができることとします。また、届出の内容が、

- ① 委託者（出荷者）に対して不当に差別的な取扱いをするものであること
 - ② 公正かつ適正な取引を損なうものであること
 - ③ 卸売業者の財務の健全性を損なうものであること
- 等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他不適切と認めるときは、委託手数料の額の変更を命ずることができることとします。

(3) 委託手数料の額の周知（条例改正案 第56条 第5項）

届け出られた委託手数料の額を周知するため、卸売業者に卸売場又は主たる事務所への掲示等を義務付けます。

(4) 施行期日（条例改正案 附則）

本件条例の施行期日は、平成21年4月1日とします。

なお、今年度につきましては、この条例の附則に準備行為に関する規定を設け、条例の施行期日前ではありますが、委託手数料の額の届出等を行うことができることとします。

4 今後のスケジュール案

平成20年	10月頃	農林水産大臣 認可。条例公布
	12月31日迄	委託手数料の額の届出
21年	4月1日	条例施行

横浜市中央卸売市場業務条例 新旧対照表

<下線部分が変更箇所>

現 行	改 正 案
<p>(委託手数料等の率)</p> <p>第 56 条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次に掲げる定率以内で規則で定める定率を乗じて得た金額とする。</p> <p>野菜及びその加工品 100 分の 8.5 果実及びその加工品 100 分の 7.0 生鮮水産物及びその加工品 100 分の 5.5 肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品 100 分の 3.5 花き 100 分の 9.5 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品 100 分の 3.0 規則で定めるその他の食料品 100 分の 5.0</p> <p>2 前項の肉類(鳥肉を除く。)及びその加工品の率は、食肉部の卸売業者が家畜の委託を受けた場合における原皮、内臓その他の副産物の販売手数料について準用する。</p>	<p>【委託手数料の弾力化関連】</p> <p>(委託手数料等の額)</p> <p>第 56 条 卸売業者は、<u>卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料の額(卸売金額に定率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)</u>を定めるときは、第 4 項の規定により当該委託手数料の額を適用する日の属する年の前年の 12 月 31 日までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。<u>当該委託手数料の額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者から、その内容に関し、当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>市長は、第 1 項の規定による届出の内容が、委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生ずると認めるとき、その他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の委託手数料の額は、卸売業者が同項の規定による届出を行った日以後の最初の 4 月 1 日以後に行われる卸売について適用する。</u></p> <p>5 <u>卸売業者は、第 1 項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。</u></p> <p>6 <u>食肉部の卸売業者が行う第 1 項の規定による届出に係る委託手数料の額は、第 41 条の委託を受けた場合における原皮、内臓その他の副産物の販売手数料について準用する。</u></p> <p>【施行期日】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。</u> (準備行為)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の横浜市中央卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)第 56 条第 1 項の委託手数料の額の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第 45 条及び第 56 条の規定の例により行うことができる。</u></p>